

## 第1回 洲本市CATV事業の在り方に関する審議会 概要

### 1. 質問の内容

上崎市長から会長に対し質問。

「洲本市CATV事業の在り方に関する審議会条例第2条の規定に基づき、洲本市CATV事業の今後の在り方（方向性）について、貴審議会に質問します。」

### 2. 内容説明

・洲本市ケーブルテレビ事業の概要、サービス内容、将来予測、近隣自治体の動向について説明。

### 3. 審議会中の意見・質問等

#### 【質疑】

Q1. 設備の次の更新について、着手する時期はいつ頃か。

→令和8年度から令和13年度の間に小規模の更新があり、大規模な設備更新の時期については、令和15年度から4年間で総額30億円程度の更新を見込んでいる。

※社会情勢に伴い、機器および人件費等の価格上昇が予想される。

Q2. 施設更新の予想について、更新費用の約30億円は必ず必要になるのか。減額になる可能性はないか。

→過去の実績を参考に算出しているものになる。

Q3. 現在の使用料で運営している中で、現在の運営が黒字、均衡、赤字なのか、大まかで構わないのでお示しいただきたい。

→使用料収入と運営に関する経費は大体同じくらいではあるが、設備更新に係る費用を市の一般会計からケーブルテレビ事業特別会計に繰入している状況になり、使用料収入だけでは設備更新を含めた運営が難しい。

Q4. 加入率は84%だが、加入世帯を世代別に把握はしていないか。

→サービスが世帯単位の加入になるため、世代で捉えることは難しく、加入世帯数を世代別には捉えていない。

Q5. ケーブルテレビの電話をやめて、加入世帯が減ったかどうかも聞きたい。

→電話サービスの廃止後、沢山の解約の手続きがあったということにはなってないと聞いている。

Q6. 既に民間へ移行をされているところに対して、視察や情報収集はされているか。

→いくつかの団体には視察等に伺っており、徐々に調査を行っている。

Q 7 .ケーブルテレビ事業を民間に移行した先例は良い事例なのか。

→次の審議会でお示ししたい。

#### 【意見・感想】

- ・ケーブルテレビとインターネットの加入状況について、ケーブルテレビに関しては現在まで減少傾向にあるが、一方でインターネットは増加傾向と言うか、利用されている方が多いのかなと思う。
- ・ケーブルテレビの主目的は緊急の告知放送や災害の時の情報発信がメインじゃないかなと思ったところになる。
- ・今は情報を得るのもほとんどスマートフォンでというような時代になっている。時代とともにどんどん環境も変わってきてるので、情報の取り方も多分変わってきた。
- ・設備更新に費用がかかるということは理解できた。その収入源として、テレビやインターネットの使用料が挙がっているが、それ以外に何か収入を求めることができればと思う。
- ・将来予測について、人口動態がかなり下回ってくるのではないかと思うので、もう少しリスク管理をした数字の集計が必要。
- ・今後、ケーブルテレビを継続的に運営していくことを前提とするのであれば、移行できる可能性があるのであれば、検討するはできるだけ早いほうが良いと思うので、そういったことも視野に入れて検討されることは意義がある。

以上

## ケーブルテレビの運用主体別事業者数等（登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備）

平成25年度末時点

運営主体	事業者数	設備数	加入世帯数
①株式会社等	309	444	27,605,637
	57.3%	63.4%	96.4%
内、営利法人	86	160	10,245,962
	16.0%	22.9%	35.8%
内、第三セクター	223	284	17,359,675
	41.4%	40.6%	60.6%
②地方公共団体	203	229	800,665
	37.7%	32.7%	2.8%
③公益法人	5	5	183,431
	0.9%	0.7%	0.6%
④その他	22	22	53,973
	4.1%	3.1%	0.2%
合計 (①+②+③+④)	539	700	28,643,706
	100%	100%	100%

令和5年度末時点

運営主体	事業者数	設備数	加入世帯数
①株式会社等	279	471	31,125,156
	61.7%	72.0%	97.8%
内、営利法人	76	164	12,147,136
	16.8%	25.1%	38.2%
内、第三セクター	203	307	18,978,020
	44.9%	46.9%	59.6%
②地方公共団体	149	159	575,392
	33.0%	24.3%	1.8%
③公益法人	1	1	64,270
	0.2%	0.2%	0.2%
④その他	23	23	74,403
	5.1%	3.5%	0.2%
合計 (①+②+③+④)	452	654	31,839,221
	100%	100%	100%

# 公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行ガイドライン

【参考】  
(2025.5.30改定)

## 目的

✓ 地方における人口減少等や第二種交付金の交付開始も見据え、情報通信基盤の効率的な管理運営を進めるため、地方公共団体（以下「自治体」という。）が保有する光ファイバケーブル及び関連設備の円滑な民間移行に向けて、指針を示す。

## 基本的考え方

✓ 公設設備を保有する自治体は、財政的負担、人的負担、災害復旧における迅速な対応等を総合的に考慮の上、自治体業務の簡素化・効率化を図り地域住民への安定的なブロードバンドサービスの提供を継続するため、**必要に応じて事業者と公設設備の民間移行に関する協議を行うことが望ましい**。

✓ **民間電気通信事業者（以下「事業者」という。）は、自治体の要望がある場合、採算地域の公設設備に関しては積極的に譲渡を受けることが望ましい。**また**不採算地域の設備に関しても、支援措置の活用等を含む合理的判断に基づき、譲渡を受けることについて検討を行い、条件が合致する場合には、譲渡を受けることが望ましい**。

## 対象主体・設備

✓ **自治体及び事業者を対象**

✓ 事業者のブロードバンドサービス業務に関わる光ファイバケーブル及び附帯設備を対象

## 協議の進め方

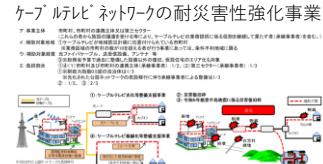
✓ 一般的に実施される協議の行程は次のとおり

- ① 基本条件の協議・確認
- ② 守秘義務協定の締結
- ③ 情報提供・採算性判断
- ④ 追加協議・事業者選定
- ⑤ 議会審議（予算措置）
- ⑥ 覚書締結
- ⑦ 第三者協議
- ⑧ 譲渡の事前準備
- ⑨ 議会審議（条件合意）
- ⑩ 仮契約締結
- ⑪ 財産処分手続
- ⑫ 譲渡契約の締結

## 民間移行に係る支援措置

### 《通信・放送の移行への支援措置》

✓ 事業者が公設設備の譲渡を受け5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能



✓ 自治体の自己負担が必要な場合、過疎債や辺地債等も活用可能

### 《民間移行後の維持管理費》

✓ 民間移行後、料金収入や第二種交付金だけで設備の維持管理が困難な場合、自治体による負担金の支払が必要となる場合がある

✓ 当該負担金に対して、地域通信の確保のため、過疎対策事業債（ソフト分）を充当している自治体がある。ふるさと納税等により寄附を受けた財源等についても、当該負担金に活用可能である

### 《財産処分》

✓ 過去に総務省補助金で整備した場合、整備完了後10年以上の設備の無償譲渡は、総務省（総合通信局等）に報告を行うことで譲渡が可能

### 《事例集》

✓ 総務省HPで公表している「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関する事例集」を活用することで、他団体の事例も参考としつつ、移行の検討を進めることが可能

### 《相談窓口》

✓ 支援が必要な場合、総務省基盤整備促進課に相談すること

## 【参考】民設民営のメリット

### 安価で効率的な設備整備・運用が可能

- ・ 整備・運用ノウハウがあるため、効率的な工事・運用が可能。
- ・ 材料調達費用等においてスケールメリットが働き安価に調達が可能。
- ・ 自治体が整備費用や維持管理費用等を負担し続ける必要がない。

### 災害時等の迅速な復旧等が可能

- ・ 被災時に柔軟かつ迅速な復旧対応が可能（公設の場合、自治体と事業者間の事前調整や自治体内の予算措置等の手続が発生）。

### 柔軟なサービス提供が可能

- ・ 運用ノウハウがあるため、柔軟なサービス提供を行いやすく、他事業者との連携・設備共用等もスムーズ。

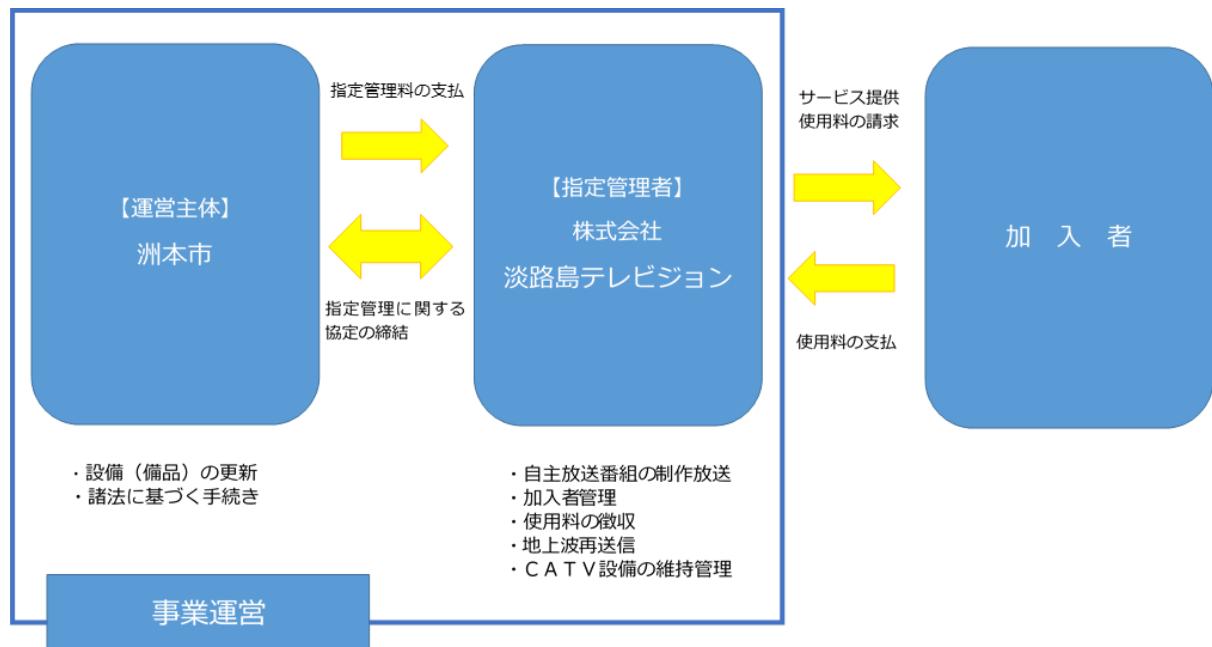
## 各論

- ① 利用料金の扱い
- ② 電柱の添架位置
- ③ 自治体保有用地の長期利用
- ④ 自治体独自サービス
- ⑤ 負担金
- ⑥ 譲渡に係る協議期間
- ⑦ 住民への説明
- ⑧ 民間移行に要する費用

## 洲本市CATV事業 運営方法の在り方に関する検討

### 1. 現在の洲本市CATV事業の運営体制

#### (1) 洲本市CATV事業の体制図



市はCATV事業に係る運営主体として、(株)淡路島テレビジョンと指定管理に関する協定を締結している。

(株)淡路島テレビジョンは指定管理者としてCATV事業の運営や自主放送番組（コミュニティチャンネル）の制作、使用料の徴収、施設の維持・管理（修繕等含む）を行い、市は設備の更新を行っている。

サービスの使用料等は、市の裁量による。

#### (2) 洲本市CATV事業のサービス展開

サービス	運営
地上波再送信	(株)淡路島テレビジョン
コミュニティチャンネル（自主放送番組等）	(株)淡路島テレビジョン
インターネットサービス	(株)淡路島テレビジョン
防災告知放送	市

## 2. 運営方法のパターン

先行自治体の事例を参考に、CATV事業の運営方法を以下のパターンに分類する。

### 【運営方法】

- ① 現行（市が運営主体として設備を整備するが、事業は指定管理者が行う）

### 【民間移行】

- ② 民間移行A（市が整備した設備を民間事業者へ譲渡し、民間事業者が主体となって事業運営を行う）
- ③ 民間移行B（民間事業者が設備を再整備し、民間事業者が主体となって事業運営を行う）

## 3. 各運営方法の概要

### （1）概要

- ① 現行（市が運営主体として設備を整備するが、事業は指定管理者が行う）

サービス内容と使用料は市の裁量で設定する。

市が設備の更新・修繕を行い、費用は市が負担する。

- ② 民間移行A（市が整備した設備を民間事業者へ譲渡し、民間事業者が主体となって事業運営を行う）

サービス内容は民間事業者が決定し提供する。又、使用料は民間事業者が設定する。

移管後の民間事業者が設備の更新や修繕を行い、費用は民間事業者が負担する。

- ③ 民間移行B（民間事業者が設備を再整備し、民間事業者が主体となって事業運営を行う）

サービス内容は民間事業者が決定し提供する。又、使用料は民間事業者が設定する。

再整備の際、市が費用の一部を負担する場合があるが、移管後の設備の更新や修繕費用は民間事業者が負担する。

## (2) メリット・デメリット

	① 現行 (指定管理者制度)	② 民間移行A (設備を譲渡)	③ 民間移行B (設備を再整備)
メリット	<p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不具合、機器故障時等にきめ細かな対応が可能。</li> <li>・充実した内容の自主放送が可能。</li> </ul> <p>【行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市（又は指定管理者）が施設を運営・管理することから、市の裁量によって様々な行政サービスの展開に活用できる。 (例：告知放送等)</li> </ul>	<p>○民間事業者のノウハウやスケールメリットを活かした事業運営が可能となる。</p> <p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット高速サービス等の日々進歩する技術革新への対応が可能。</li> </ul> <p>【行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間移行後は設備更新に関する市の財政負担がなくなる。</li> </ul>	
デメリット	<p>○事業規模が小さくスケールメリットがないため事業運営が割高となる。</p> <p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット高速サービス等の日々進歩する技術革新への対応が難しい。</li> </ul> <p>【行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備更新に関する巨額の財政負担が定期的に発生する。</li> </ul>	<p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不具合、機器故障時等の対応が遅れる可能性がある。</li> <li>・これまでと同様の自主放送の維持は難しい。</li> </ul> <p>【行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自由に行政サービスに活用することができない<sup>※1</sup>。</li> </ul>	

※ 1 自主放送番組、防災告知放送等は民間事業者と協議することで可能となるが、費用が発生する

※ 2 移行の際に、一部費用が発生する場合がある。

## 4. 他自治体の事例

### （1）事例1【市が整備した設備を民間事業者に移管し、民間移行を行ったパターン】

#### 【経緯】

公益財団法人が指定管理者制度によりケーブルテレビ事業を運営していたが、将来的な設備更新の費用負担を鑑み、持続可能な運営方法を検討した結果、市で整備した設備を民間事業者へ移管し、ケーブルテレビ事業の民間移行を行った。

#### 【民間移行後のサービス】

サービス	内容
テレビ	移行前と変わらず
コミュニティチャンネル（自主放送）	移管先の民間事業者が制作し、放送
インターネット	高速サービスの提供を開始

- ・市が整備し保有していた設備を民間事業者へ譲渡したこと、設備更新に係る費用負担の課題が解消された。
- ・民間事業者のノウハウを活かしたサービス展開により、テレビ、インターネットサービスの充実が図られた。

### （2）事例2【民間事業者が設備を再整備し、民間移行を行ったパターン】

#### 【経緯】

市が当初に整備した同軸ケーブルから光ファイバーに更新（FTTH化）する必要があり、市で整備し引き続き事業を運営するか、民間事業者が整備し市が費用の一部を負担し移管するのかを検討した結果、民間移行を行った。

#### 【移行後のサービス】

サービス	内容
テレビ	移行前と変わらず
コミュニティチャンネル（自主放送）	市が制作し、設備を借りて放送
インターネット	高速サービスの提供を開始

- ・再整備後の設備の更新は民間事業者が実施し、その費用は民間事業者が負担している。

## 5. 各運営方法の評価

### (1) 洲本市CATV事業における各運営方法の評価

		① 現行 (指定管理者制度)	② 民間移行A (設備を譲渡)	③ 民間移行B (設備を再整備)
使用料		市が設定 <sup>※1</sup>	民間事業者が設定	
サービス	コミュニティチャンネル	◎	△ <sup>※2</sup>	△ <sup>※2</sup>
	インターネット	△ <sup>※3</sup>	◎	◎
	その他 (防災告知端末等) (新たなサービス等)	○ ×	△ <sup>※4</sup> ◎	△ <sup>※4</sup> ◎
財政負担		×	◎	○
将来性（持続可能性）		△	○	○

※ 1 市の裁量で設定できるが、値上げを検討する必要がある。今後使用料などを引き上げられなければ、税金での繰り入れが増大する。

※ 2 民間事業者に移管した場合、現在のコミュニティチャンネルのレベルを維持することは難しい場合がある。

※ 3 市が高速対応するには、新たな設備投資が必要になる。

※ 4 防災関連においてはサイレン、スピーカー、戸別端末によるサービスを提供しているが、移管後は回線の一部を民間事業者から借りる形になるので、費用が発生する。

## (2) 総評

運営方法	評価	内容
① 現行 (指定管理者制度)	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備更新に関する費用は引き続き市が負担することとなり、将来的な財政負担の課題が残る。</li> <li>・利用者にとって現行のサービスが維持される。</li> <li>・ただし、事業の継続にあたり使用料の見直し（値上げ）等が行われる可能性がある。</li> <li>・日々進歩する技術革新への柔軟な対応が難しい。</li> </ul>
② 民間移行A	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者へ移管後は設備更新に関する費用を民間事業者が負担することになり、設備更新に関する市の負担がなくなる。</li> <li>・テレビ、インターネットサービスともにサービスが充実する可能性があるが、現行のサービスの維持を含め、詳細は民間事業者との協議による。</li> <li>・現行の設備をそのまま民間事業者へ全て移管できるのかは、民間事業者との協議による。</li> <li>・移管の際、老朽化した設備の修繕、更新を求められる場合がある。</li> </ul>
③ 民間移行B	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者へ移管後は設備更新に関する費用を民間事業者が負担することになり、設備更新に関する市の負担がなくなる。</li> <li>・テレビ、インターネットサービスともに、サービスが充実する可能性があるが、現行のサービスの維持を含め、詳細は民間事業者との協議による。</li> <li>・自主放送は自治体に残る場合がある。</li> <li>・再整備に係る費用負担が必要になる場合がある。</li> </ul>